

令和4年12月20日
午前10時00分開会
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
8番	江崎貴大	9番	加藤克之
10番	高橋八重典	11番	鈴木みどり
12番	早川公二	13番	平野広行
14番	三浦義光	15番	佐藤高 清
16番	大原 功		

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

4番	堀岡敏喜	5番	加藤明由
----	------	----	------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安藤正明	副 市 長	村瀬美樹
教 育 長	高山典彦	総 務 部 長	横山和久
市民生活部長	伊藤仁史	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山下正巳
建 設 部 長	伊藤重行	教 育 部 長	柴田寿文
総務部次長兼 企画政策課長	伊藤淳人	健康福祉部次長兼 保険年金課長	服部利恵
会 計 管 理 者	小笠原己喜雄	教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊藤隆彦
監 査 委 員 長	佐藤雅人	総 務 課 長	横江兼光
財 政 課 長	立石隆信	人 事 秘 書 課 長	山森隆彦
防 災 課 長	太田高士	税 務 課 長	岩田繁樹
収 納 課 長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	服部朋夫
環 境 課 長	田口邦郎	市民協働課長	藤井清和
観 光 課 長	浅野克教	健康推進課長	山守美代子

福祉課長	梅田英明	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	安井幹雄
児童課長	飯田宏基	産業振興課長	上田忠次
土木課長	神野忠昭	都市整備課長	三輪秀樹
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	鈴木博貴
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修
図書館長	山田淳		

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	書記	佐藤文彦
書記	川村紀子		

7 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 市長所信表明
- 日程第5 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第66号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第67号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第8 議案第68号 弥富市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第9 議案第69号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第70号 弥富市防災会議条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第71号 弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 日程第12 議案第72号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第73号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第74号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第75号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第16 議案第76号 弥富市十四山公民館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第77号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第18 議案第78号 弥富市いこいの里条例の一部改正について
- 日程第19 議案第79号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第20 議案第80号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第81号 令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 請願第4号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（平野広行君） 会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより本日及び1月10日火曜日、1月11日水曜日の撮影と放映、また市側より撮影を許可されたい旨の申出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより令和4年第4回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と加藤明由議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（平野広行君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第4回弥富市議会定例会の会期を本日から令和5年1月24日までの36日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から令和5年1月24日までの36日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（平野広行君） 日程第3、諸般の報告をします。

監査委員から、地方自治法の規定により、例月出納検査の結果及び定期監査の結果がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 市長所信表明

○議長（平野広行君） この際、日程第4、市長所信表明を行います。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日ここに、令和4年第4回弥富市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私御多用の中、御出席賜り、厚くお礼申し上げます。

また、本市の行政運営に当たりましては、これまで多大なる御尽力をいただいておりますことに心より感謝申し上げますとともに、改めまして深く敬意を表します。

私は、去る11月20日執行の弥富市長選挙におきまして、市民の皆様からの負託をいただき、今後の4年間で再び弥富市長として市政運営の重責を担わせていただくことになりました。新たな任期のスタートに当たり、改めて今後の弥富市の未来を切り開く、その職責の大きさに身が引き締まる思いでございます。市民の皆様の大きな期待に応えられるよう、常に市民の皆様の声に耳を傾け、市の発展に向けて努力を重ね、未来の本市の姿を見据え、将来にわたり持続可能で元気なまちを実現する覚悟でございます。

今後、議員の皆様と相携えて、全力で市政運営に取り組んでまいり所存でございますので、市議会をはじめ、広く市民の皆様への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今議会は再選後、初の定例議会になりますことから、提案いたします議案の御説明に先立ち、私の市政運営に関する所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

全国的な人口減少や少子高齢化が進展する現在、我々を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。また、経済情勢においては、新型コロナウイルス感染症や原油価格の上昇等による物価高騰が市民生活に重大な影響が出ております。徐々にサービス業の回復などにより緩やかに回復していくと予測されておりますが、まだ実感するまでには至っておりません。

そのような中、市民の皆様が安心して暮らすことができる環境を整備するために、市政運営に当たりましては、先人の知恵、歴史・伝統・文化に学び、また、これまでの4年間の様々な実績の原動力となった聞く力、決断力、実行力をもって、人が主役となるまち弥富市を市民の皆様と共につくってまいります。

その方向性として、3つの未来像を掲げ、10年先、20年先の本市の未来に向けて取り組んでまいります。

1つ目の未来像は、選ばれるオンリーワンの弥富市でございます。中心市街地の土地を有効活用し、リニアインパクトの波に乗り、弥富市の強みである利便性の高い鉄道と高速道路の相乗効果を高め、弥富市の魅力をアップし、若者や企業などに選ばれる弥富市をつくってまいります。

2つ目の未来像は、デジタル社会と暮らしやすさの調和の取れた弥富市でございます。全ての人々がデジタル社会の恩恵を受けられるよう、市役所職員や地域が寄り添い、人と人が支え合う弥富市をつくってまいります。その一方で、心安らかに安心して暮らせるよう、歴史や文化など個性豊かな弥富市の魅力を次の世代の人にしっかりと引き継いでまいります。

3つ目の未来像は、みんなで作る弥富市でございます。人と人がつながり、お互いが支え合い、地域で安心して暮らし、住み続けることができる、人が主役となる便利で持続可能な弥富市を市民の皆様と一緒に作り上げてまいります。

また、この4年間では、弥富市の明るい未来に向け、今までの取組を継続・発展させるとともに、新たに7つの取組を行ってまいります。

1つ目の取組としましては、命を守る土地改良事業の推進についてでございます。安全・安心に暮らせる市民生活を守ることは、行政の重要な責務であります。想定される大規模な激甚災害に備え、本市の地理的特徴による浸水被害を十分に踏まえて、木曾川に架かる尾張大橋からの浸水被害防止や、道路交通の安全確保対策を迅速に行うため、国土交通省に対し、陸閘等による止水対策を強力に要望してまいります。治水対策としましては、河川海岸堤防の耐震化や排水機場の更新整備を促進するとともに、日光川河口に新たな排水機場を増設するよう関係自治体と国及び県に要望してまいります。

2つ目の取組としましては、スクールカウンセラー相談体制の充実についてでございます。子供たち、保護者、教員の心の声を聞くスクールカウンセラーについて、これまで以上に児童・生徒等の心に寄り添うよう中学校を拠点に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を深め、いつでも相談できる体制を構築します。

3つ目の取組としましては、弥富市発展のための駅前周辺まちづくり事業等の推進についてでございます。JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業並びに弥富駅北口駅前広場等整備事業につきましては、今後の弥富駅周辺のまちづくりの核となる大変重要な事業であり、令和9年度の事業完了に向けて全力で取り組んでまいります。また、少子高齢化社会に対応した、歩いて暮らせる利便性の高いまち、そして人が集い・交流する賑わいあふれる空間を形成するため、関係者の皆様と共に弥富駅周辺のまちづくりを推進してまいります。さらに、弥富駅から徒歩圏内にあります車新田地区につきましては、土地区画整理事業により住宅用地の供給や商業施設の立地を図り、定住人口の増加を図ってまいります。そして、まちの顔としてふさわしい町並みの形成、交流やにぎわいの創出とともに、安全性・利便性を備えた快適に暮らせるコンパクトな都市づくりを実現し、本市の目指す持続可能なまちづくりにつなげてまいります。

4つ目の取組としましては、デマンド交通の導入に向けた社会実験等についてでございます。現在、きんちゃんバスの南部ルートを皮切りに公共交通網の再編を進めており、地域特性や利用特性に応じた運行の効率化を推進するために、令和5年度には利用者の予約に応じて運行する乗合型の公共交通サービスであるデマンド型乗合サービスの実証実験を行い、高齢者や自ら移動手段を持たない方々などに病院や商業施設等への日常的な移動手段を提供し、気軽にお出かけができる環境の形成を目指してまいります。また、市内に在住する高校生以下のきんちゃんバスの運賃につきまして、子育て世代の親の負担軽減を図るために料金の検討をしてまいります。

5つ目の取組としましては、子育て支援についてでございます。核家族化の進行や共働き

世帯の増加により、子育て支援へのニーズが多様化しております。公立保育所にICTを活用した保育所情報発信システムを導入し、保育士の負担軽減を図るとともに、デジタル化による保護者との円滑な連絡体制、情報の共有化を進めてまいります。また、中学校に入学されたお子様を養育している保護者に入学お祝い金5万円を支給します。保護者の経済的負担の軽減と次代を担う生徒の健全育成を図ってまいります。

6つ目の取組としましては、新規出店等支援や魅力発信による賑わい創出についてでございます。地域活性化のため、飲食店等の新規出店や起業等を提供するため新規事業者に費用面での支援を行ってまいります。新規の出店や起業の促進を図ることにより、人が集まり、まちが活気づき、にぎわいを創出するほか、雇用の促進など定住人口の増加にもつなげていきたいと考えております。弥富市の魅力発信につきましては、まちなか交流館において歴史民俗資料館と観光課を同一の事務所で業務を行うこととし、今年10月にはYaToMiAQUAを開館いたしました。引き続き、観光と歴史の融合という新たな切り口でにぎわいの創出に取り組んでまいります。名古屋競馬場につきましては、競馬場としての機能以外にも常設のイベント広場があるため、今後も愛知県競馬組合と連携し、本市の魅力を情報発信し、にぎわいあふれるまちづくりを目指してまいります。

7つ目の取組としましては、市民何でも相談窓口の設置・運営についてでございます。一人で悩みを抱え込み、心を痛めることのないよう、多種多様な困り事を相談できる総合的な窓口を設置し、誰一人取り残されることのないような市役所をつくってまいります。

最後に、これらの新たな取組を一つ一つしっかりと丁寧に市民の皆様と共に考え、つくっていくためには、市民に向き合う市職員の意識改革がさらに重要であると考えております。そのため、職員の人材育成につきましては、これまで以上に効率的、効果的に進め、職員が安心して活躍でき、職員同士がお互いに支え合える風通しのよい組織をつくり、新たな課題に市役所が一丸となって邁進できる体制に取り組んでまいります。

つきましては、やとみの未来をよりよいものとするため、市議会としっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御支援をお願いいたします。

以上、まちづくりや行政運営につきまして、所信として述べさせていただきました。

4年前、私は新しい弥富市の実現に向け、本市を動かすための3つのスローガンを掲げ、市政を推進してまいりました。新たな任期となる今後の4年間は、動き出した市政を軌道に乗せ、困難な時代にあっても本市が持続可能性を高め、将来に向けて発展していくための基礎を築くことが求められる重要な期間となります。私は、このようなときだからこそ、自分自身がリーダーとしてこのまちを人と一緒に育み、子供たちの未来へ引き継いでまいりたいと考えております。

今後、私自身の市政運営に対する具体的な政策や詳細な施策等につきましては、令和5年

3月定例議会におきまして、当初予算案を交えながら議員の皆様並びに市民の皆様にお示ししてまいります。

市政運営に当たりましては、誰よりも公平・公正を常に心に置き、担ってまいります。そして今後、様々な課題が生じてくるとは存じますが、臆することなく真正面から向き合い、真摯に全力で取り組んでまいります所存でございます。

結びに、市民の皆様や議員各位の絶大なる御理解と御協力を心からお願い申し上げ、私の2期目の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 以上で、市長所信表明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（平野広行君） この際、日程第5、諮問第4号を議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和4年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、佐藤忠氏が令和5年3月31日任期満了のため、その後任者として、佐藤忠氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

諮問第4号は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は原案のとおり適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第66号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第67号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第11号）

○議長（平野広行君） この際、日程第6、議案第66号及び日程第7、議案第67号、以上2件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第66号工事請負契約の締結につきましては、弥富市総合体育館特定天井撤去改修工事施行のため、必要があるものであります。

次に、議案第67号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第11号）につきましては、出産・子育て応援支援金の給付及び愛知県議会議員一般選挙事務事業の関連予算を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第66号工事請負契約の締結について。

1. 工事名、弥富市総合体育館特定天井撤去改修工事。2. 工事場所、弥富市前ヶ須町地内。3. 請負契約金額、1億7,600万円。4. 請負契約者、株式会社佐藤工務店。5. 契約の方法、4名の一般競争入札。

弥富市総合体育館特定天井撤去改修工事を施行するものに必要なものでございます。

続きまして、議案第67号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第11号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,906万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を170億5,624万円とし、愛

知県議会議員一般選挙事務事業の債務負担行為の補正を計上するものであります。

歳入予算の内容といたしましては、衛生費国庫補助金3,049万3,000円、衛生費県補助金637万3,000円、総務費委託金582万4,000円、財政調整基金繰入金637万4,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、愛知県議会議員一般選挙事務事業の投票所入場券送付に係る郵便料130万円、衛生費におきまして出産・子育て応援支援金3,600万円であります。

以上でございます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第66号及び議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号及び議案第67号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第66号及び議案第67号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号及び議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第68号 弥富市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

日程第9 議案第69号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第10 議案第70号 弥富市防災会議条例等の一部改正について

日程第11 議案第71号 弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

日程第12 議案第72号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第73号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第74号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第75号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第76号 弥富市十四山公民館条例の一部改正について

日程第17 議案第77号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第18 議案第78号 弥富市いこいの里条例の一部改正について

日程第19 議案第79号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）

日程第20 議案第80号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第81号 令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（平野広行君） この際、日程第8、議案第68号から日程第21、議案第81号まで、以上14件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案11件、予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第68号弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第69号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律等の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第70号弥富市防災会議条例等の一部改正につきましては、審議会等委員の発令の表現を根拠になる法令の条文中に定めがある場合はその表現に一致させる等のため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、各条例の一部改正等をするものであります。

次に、議案第72号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第73号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第74号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第75号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第76号弥富市十四山公民館条例の一部改正につきましては、十四山公民館の教室、和室及び料理教室を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第77号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正につきましては、十四山総合福祉センターの施設のうち、十四山老人福祉センターに学習室及び技芸室を追加する等のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第78号弥富市いこいの里条例の一部改正につきましては、いこいの里の施設管理の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第79号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）につきましては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種を行うための関係費用等を計上するものであります。また、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、職員の賞与の支給割合を改正したこと及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減により、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第80号令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、一般被保険者療養給付費の増額等を計上するものであります。

次に、議案第81号令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、職員の賞与の支給割合を改正したこと及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減により、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を関係部長に求めます。なお、補正予算は総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第68号弥富市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

16枚めくっていただきまして、弥富市個人情報保護に関する法律施行条例のあらましを御覧ください。

1. 開示決定等の期限について、開示請求があった日から15日以内とすることとした。
2. 開示請求に係る写し交付手数料について、1枚につき、白黒10円、カラー20円とすることとした。
3. 専門的な知見に基づく意見を求める必要があるときは、弥富市個人情報保護審議会に諮問できることとした。
4. 弥富市個人情報保護審議会を設置し、開示決定等に係る審査請求及び3による諮問に応じ調査審議すること等を規定することとした。
5. 弥富市個人情報保護審議会で行うことができた秘密を漏らした者に対する罰則について規定することとした。
6. その他弥富市個人情報保護審議会の組織及び運営に関する事項を定めることとした。
7. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
8. 弥富市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）及び弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「旧審査会条例」という。）を廃止することとした。
9. 8に伴い、主に次の経過措置を設けることとした。(1)旧条例の規定により業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。(2)旧条例の規定による開示請求等がされた場合における旧条例の規定による開示決定等については、なお従前の例による。(3)旧審査会条例で置かれた弥富市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員の任期は令和6年3月31日までとする。(4)旧審査会の委員である者は、旧審査会条例の規定による職務上知りることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。
10. 弥富市情報公開条例において、主に次の改正をすることとした。(1)旧審査会条例の廃止に伴い弥富市情報公開審査会を設置し、開示決定等に係る審査請求による諮問に応じ調査・審議すること等を規定することとした。(2)弥富市情報公開審査会で知りることができた秘密を漏らした者に対する罰則について規定することとした。(3)その他必要な規定の整備を行うこととした。
11. 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において、個人情報保護審議会委員及び情報公開審査会委員を加えることとした。
12. 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例において、個人情報保護審議会及び情報公開審査会の求めに応じ出頭した者を加えることとした。
13. 弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例において、審査請求人等が弥富市個人情報保護審議会に書面の交付を求めたときに納める手数料について、減免できることとした。

続きまして、議案第69号弥富市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

23枚めくっていただきまして、弥富市手数料条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 住民基本台帳法の一部改正に伴い、次の手数料を定めることとした。除票の写し交付手数料、1通につき200円。除票記載事項証明書交付手数料、1通につき200円。戸籍の附票の除票の写し交付手数料、1通につき200円。

2. 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示請求に係る行政文書の写しの交付の根拠規定の整備を行うこととした。

3. 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、犬に装着されているマイクロチップを市長が交付した鑑札とみなす規定が設けられたことに伴い、犬の登録及び鑑札の交付手数料を、狂犬病予防法の規定に基づく場合のみ徴収することとした。

4. その他必要な規定の整備を行うこととした。

5. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第70号弥富市防災会議条例等の一部改正について御説明申し上げます。

6枚めくっていただきまして、弥富市防災会議条例等の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 審議会等委員の発令の「任命する」及び「委嘱する」の表現は、常勤一般職にあるものに対しては「任命する」を用い、その他のものに対しては「委嘱する」を用いることとし、根拠になる法令の条文中に定めがある場合はその表現に一致させることとした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第71号弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について御説明申し上げます。

33枚めくっていただきまして。弥富市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例のあらましを御覧ください。

1. 弥富市職員の定年等に関する条例において、次のように改正することとした。(1)定年年齢を60歳から段階的に引き上げ、65歳とする。(2)管理監督職務上限年齢制の導入に関し、次に掲げる事項を定める。ア、対象となる管理監督職を管理職手当が支給される職とする。イ、管理監督職勤務上限年齢は60歳とする。ウ、管理監督職勤務上限年齢による降任等により公務の運営に著しい支障が生じること等の事由があると認めるときは、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例（以下「特例任用」という。）を設ける。(3)60歳に達した日以後に退職した者を、勤務実績等に基づく選考により、定年退職日相当日まで、短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務職制を導入する。(4)職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に、60歳に達する日以後に適用される任用、給与に

関する措置等の必要な情報を提供するものとし、同日以後における勤務の意思を確認するよう努める。

2. 弥富市職員の給与に関する条例において、次のように改正することとした。(1)当分の間、職員の給料月額、60歳に達した日後の最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、7割水準とする。(2)管理監督職勤務上限年齢制により他の職への降任等をされた職員のうち、特定日に受ける7割水準とされた給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が降任等をされた日の前日に受けていた給料月額の7割に相当する額(以下「基本給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、当該職員の受ける7割水準とされた給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

3. 弥富市職員の育児休業等に関する条例において、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、特例任用により引き続き管理監督職として勤務している職員を加えることとした。

4. 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例において、派遣することができない職員に、特例任用により引き続き管理監督職として勤務している職員を加えることとした。

5. 弥富職員の再任用に関する条例を廃止することとした。

6. 定年退職者等の再任用に関する経過措置として、定年年齢が65歳まで段階的に引き上げられる間、定年年齢に達している者を65歳の年度末まで採用することができる暫定再任用制度を導入することとした。

7. その他必要な規定の整備を行うこととした。

8. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第72号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚めくっていただきまして、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 議会の議員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。

2. 議会の議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、1による引上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については令和5年4月1日から施行し、1については令和4年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第73号弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の

一部改正について御説明申し上げます。

4枚めくっていただきまして、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。

2. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、1による引上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については令和5年4月1日から施行し、1については令和4年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第74号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

12枚めくっていただきまして、弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 給料表の給料月額を平均0.3%引き上げることとし、初任給は、民間との間に差があることを踏まえ、高校卒を4,000円、大学卒を3,000円引き上げ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定を行うこととした。

2. 一般職の職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の105に引き上げることとした。

3. 再任用職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の50に引き上げることとした。

4. 一般職の職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の100に引き上げ、2による引上げ後の12月期の支給割合を100分の100に引き下げることとした。

5. 再任用職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の47.5に引き上げ、3による引上げ後の12月期の支給割合を100分の47.5に引き下げることとした。

6. 特定任期付職員に適用する給料表の1号給の給料月額を、1,000円引き上げることとした。

7. 特定任期付職員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。

8. 特定任期付職員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、7による引上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとした。

9. その他必要な規定の整備をすることとした。

10. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4、5、8及び9については令和5年4月1日から施行し、1、2、3、6及び7については令和4年4月1日から適

用することとした。

議案第75号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 常勤の職員の給料表等の給料月額の上げに伴い、短時間勤務会計年度任用職員の報酬の基準額上限額を引き上げることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

○議長（平野広行君） 次に、柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 続きまして、教育部所管の議案について御説明申し上げます。

議案第76号弥富市十四山公民館条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市十四山公民館条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 十四山公民館の教室、和室及び料理教室を廃止することとした。

2. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

教育部所管の議案説明は以上でございます。

○議長（平野広行君） 次に、山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 続きまして、健康福祉部所管の議案について御説明申し上げます。

議案第77号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市十四山総合福祉センター条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 十四山総合福祉センターの施設のうち十四山老人福祉センターに学習室及び技芸室を追加し、技芸室の附属設備として陶芸用電気窯を設置することとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

4. 令和5年4月1日前から準備行為として、同日以後の利用に係る許可等及び使用料の収受等を行うことができることとした。

次に、議案第78号弥富市いこいの里条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市いこいの里条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. いこいの里の施設管理の見直しを行うこととした。

2. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

健康福祉部所管の議案につきましては以上でございます。

○議長（平野広行君） 次に、横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第79号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,311万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を173億935万1,000円とし、新財務会計システム等導入委託料、弥富市地域公共交通活性化協議会負担金の債務負担行為の補正を計上し、地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,064万3,000円、民生費国庫負担金1,214万1,000円、衛生費国庫負担金1億2,453万4,000円、有価証券売却収入1億1,620万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金3,692万4,000円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、庁舎等管理運営事業の備品購入費122万2,000円、民生費におきまして、障害者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費2,234万3,000円、衛生費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の予防接種等委託料1億2,351万4,000円、農林水産業費におきまして、土地改良区補助事業の土地改良施設管理補助金735万3,000円、商工費におきまして、商工団体支援事業の街路灯維持管理補助金117万円を増額計上するものであります。

また、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費等を計上するもの及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第80号令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億8,559万円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、県支出金の保険給付費等交付金2,000万円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、保険給付費の一般被保険者療養給付費2,000万円を増額するものであります。

次に、議案第81号令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費等を計上するもの及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、収益的支出の人件費57万1,000円を減額し、収益的支出の予定額を9億1,298万3,000円とし、資本的支出では人件費を164万4,000円増額し、資本的支出の予定額を12億6,013万8,000円とするものであります。以上でございます。

○議長（平野広行君） お諮りします。

本案14件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、本案14件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 請願第4号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的  
支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書

○議長（平野広行君） 次に、日程第22、請願第4号「不登校児童生徒に対して多様な学習機  
会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書を議題とし  
ます。

請願第4号は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、所管の委員会に付託しま  
す。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会  
します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平野 広 行

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 加 藤 明 由

